

## 第15回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成31年4月25日（木）10:00～12:04

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、原英史（座長）、森下竜一（座長代理）

（専門委員）村上文洋

（事務局）窪田規制改革推進室次長、森山規制改革推進室次長、小室参事官、  
長瀬参事官

（ヒアリング）

法務省民事局参事官室参事官 笹井朋昭

法務省刑事局刑事課参事官 大塚雄毅

金融庁企画市場局参事官 松尾元信

金融庁企画市場局信用制度参事官 岡田大

消費者庁消費者政策課長 内藤茂雄

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力供給室室長 鍋島学

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室室長 下村貴裕

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課課長 吉野栄洋

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課課長 都築直史

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局取引制度企画室室長 木尾修文

4. 議題：

（開会）

議題1：フィンテックによる多様な金融サービスの提供

議題2：電力小売市場の活性化

（閉会）

5. 議事概要：

○小室参事官 それでは「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、大田議長にも御出席いただいております。

所用により、飯田委員、八代委員、角川専門委員が御欠席です。

それでは、ここからの進行は、原座長をお願いいたします。

○原座長 本日の議題1は「フィンテックによる多様な金融サービスの提供」です。

前回の投資等ワーキング・グループでは、事業者団体の方々から、中小零細企業の資金調達の多様化について、現状の課題、要望についてヒアリングを行いました。

本日は、前回の内容に関して、所管省庁である金融庁、法務省、消費者庁からお話を伺いたいと思います。

それでは、金融庁さん、法務省さん、消費者庁さんの順番でお話をいただいて、その後、まとめて質疑応答をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○金融庁（松尾参事官） 本日は、ありがとうございます。

金融庁企画市場局で参事官をしています、松尾でございます。よろしく申し上げます。

「『フィンテックによる多様な金融サービスの提供』関係」金融庁と書いてある資料に沿って、御説明させていただければと思います。

1ページをおめくりいただきまして、先ほど原座長から御紹介がございましたように、フィンテック事業者の声として、短期間、3カ月未満または数日間の資金ニーズが中小企業を中心に潜在的に存在すると考えられるが、現行の上限金利規制のもとで、資金提供するのは難しいとの声があるということで、現行の金利規制では、費用が賄えないとされているところがございます。これについて、現行規制がどういう経緯でこのようになっているかというところを中心に、御説明させていただきたいと思います。

次のページに移っていただきまして2ページでございますが、これは平成18年の貸金業法、利息制限法、出資法の改正ということで、金融庁、法務省が一緒になってやったところで、どういう議論があったかということでございます。

当時、多重債務問題が背景にございまして、その中で、貸金業法をどのようにやっていくかというところで、平成18年7月に自民党の金融調査会・公明党の金融問題調査委員会の貸金業制度等の改革に関する基本的な考え方というところで、当時も同じ議論がございまして、少額・短期の貸し付けというのは、事業者のニーズもあるが、上限金利では、賄えないということが背景にあって、少額・短期の貸し付けであれば、借り手にとって、ある程度高い水準であっても負担となりにくいため、実需を勘案して、特例金利を厳しい限定条件を付した上で認めるべきという意見があった。

一方で、潜脱を招きやすいため、認めるべきでなく、仮に認めるとしても、暫定措置とすべきとの意見があったということで、当時から同じ議論がありました。これはフィンテックに限らず、あったということでございます。

その年の9月に自民党の金融調査会・財金部会・法務部会・貸金業制度等に関する小委員会合同会議で、貸金業法の抜本改正の骨子を取りまとめております。その中では、少額・短期の事業ニーズに配慮して、少額・短期貸し付けについては、経過措置2年間として、上限金利は、出資法などが20%だということだと思いますが、20%を中心に議論されていたと思いますが、25.5%という特例を設ける。個人向けは30万円以内・1年以内、事業者

向けは500万円以内・3カ月以内という骨子が、自民党の政審で了承されているということでございます。

次のページにいただきましたまして、平成18年9月、骨子の中の少額・短期の特例につきまして、消費者団体、多重債務救済団体、日弁連等から激しい反対意見が出て、テレビ等でも大きく流されたところでございます。

日弁連の会長談話では、利息制限法の制限を超える特例高金利を新たに導入することは、高金利の引き下げを求める国民の声に逆行するものであり、甚だ遺憾。一切の特例を設けることに反対。

平成18年10月に自民党の金融調査会・財金部会・法務部会・貸金業制度等に関する小委員会合同会議で、上記の特例が撤回されて、特例のない貸金業規制法等の一部を改正する法律ということで、現行の貸金業、出資法、利息制限法という形になっています。

その法案というのは、国会で全会一致で成立している状況でございます。利息制限法は、民事法として、元本10万円未満は年20%、10万円以上100万円未満は年18%、100万円以上は15%、これは行政法規ということでございます。出資法は、刑事罰の規定として、年20%でございます。

少額・短期特例に関する議論を中心に、意見をまとめたものが4ページでございますまして、需要者側としては、多少の高金利であっても、売掛金が入金されるまで等の短期間のつなぎ融資のニーズはあるという、基本的には同じ背景であります。

事業者側としては、短期貸し付けでは、与信コスト等が賄えないということで、これらが根拠でございます。

特例の主な反対意見というのは、潜脱のおそれが高いということで、同一の利用者に対して、複数の貸金業者が少額・短期貸し付けを順次行えば、利用者は自転車操業に陥り、貸金業者は特例金利を享受することができ、上限金利引き下げの基本原則を骨抜きにしまう。このような脱法行為を招きかねない特例を認めると、特例金利の要件該当性をめぐる紛争が多発することが容易に予測される。みなし弁済規定をめぐる紛争が最高裁まで持ち込まれたことと同じ轍を踏むことになる。

もう一点は、短期間では元利金を完済できないことを見越しながら、短期で契約して、借りがえを繰り返させ、長期間にわたって特例金利を享受するという脱法行為が行われることが容易に予想される。長期間にわたって高金利を負担させられれば、中小企業は破綻する。急場のつなぎ資金をうたい文句に勧誘しつつ、手形の切り返しを反復することで、借り主が破綻するまで、長期間にわたって利息制限法違反の高金利を取り立てるとというのが、商工ローン被害の実情であるという議論がなされたところでございます。

5ページに行っていただきましたまして、これは日本貸金業協会さんから出されていた資料をそのまま使っておりますので、詳しくは説明いたしません、2番目の「■」にありますように、貸金業者から個人で借り入れた資金を事業の運転資金に転用しているところもかなり見られるところでございます。

6 ページをごらんいただきますと、無担保無保証借り入れ残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移です。青の棒グラフが5件以上無担保無保証借り入れの残高がある人数、オレンジの棒グラフが3件以上無担保無保証借り入れの残高がある人数、折れ線グラフが1人当たりの残高金額でございます。そういう意味では、貸金業法の改正ということで、当時、社会問題化していた多重債務問題の解決に向けて、全会一致で成立したこの法律の施行状況としては、多重債務者対策の上で、恐らく相応の効果を上げているということは、言えるのではないかと思います。

次のページでございます。多重債務に関する消費生活相談の概況ということで、相談件数でいきますと、10万件ぐらいあったものが今は3万件ぐらいということで、平成30年度は半期の実績ですが、そんなに大きく傾向は変わっていないという感じでございます。

8 ページ、多重債務が原因と見られる自殺者数ということで、平成19年、2,000人程度というものが、今は656人ということで、全自殺者に占める割合というのは、3.1%という状況でございます。

そういう経緯をめぐって、多重債務対策としてなされているということでございまして、そういう意味では、今後ともこういう実態把握できちっとやっていきたいと思っております。多重債務者対策は、現在でも、警察庁さん、消費者庁さん等各省庁と連携してやっております、今後ともきちんと多重債務対策に対応していかないといけないというところでございます。

金融庁からは、以上でございます。

○原座長 次はどちらですか。消費者庁さんですか。

○消費者庁（内藤消費者政策課長） それでは、消費者庁から先に御説明させていただきたいと存じます。

消費者政策課長でございます。よろしくお願いいたします。

資料1-2、A4、パワポを御用意してございます。

表紙をおめくりいただきますと、先ほど金融庁さんから御説明いただきました、全国の消費生活センターに寄せられた多重債務に係る相談件数ですが、できるだけ新しい件数ということで、拾ったものでございます。平成30年度につきましては、4月中旬にシステムに登録されたものまで拾ってございます。今後これはある程度ふえる状況にございますので、傾向としては、先ほど御説明があったような3万件程度で推移している状況でございます。

2 ページ目でございます。具体的にどういう相談が寄せられているのかということも10件程度拾っているものでございます。個別の相談内容については、恐縮ですが、説明は省略させていただきますが、10件のうちの右半分がいわゆる典型的というか、消費者が陥る多重債務の相談でございます。

一方、左半分でございますが、いろんな法律の中で、消費者の定義というものがございまして、そこでいわゆる事業のために行うようなものは除くという、例えば個人事業主の方

が事業のために行うような取引は除かれておるわけでございます。そういう意味で、消費者というのは、ざっくり個人事業主が事業のために行う人以外の個人ということになってくるわけですが、左半分は、消費者なのか、事業のために個人が行っているものなのかということがよくわからない、混然一体となっているけれども、広く消費者関係の相談だということで、私どもが捉えてシステムに上げているような相談内容になっております。こういうものが、3万件弱の中にある程度含まれている状況があるということで、御紹介をさせていただきました。

簡単ではございますが、以上でございます。

○原座長 法務省さん、お願いします。

○法務省（笹井参事官） 法務省民事局の笹井でございます。本日は、よろしくお願いたします。

私ども民事局では、利息制限法を所管しておりますけれども、金利規制は、御承知のように、利息制限法、その他の法令で定められておまして、利息制限法固有の問題点があるかといいますと、そういうことではなく、全体としてどうするかということだと思っております。そういう意味では、金融庁さんが冒頭に御説明なされたことに、つけ加えることは、それほどございません。

そういう意味では、重複にはなっておりますけれども、金融庁さんから冒頭に御説明がございましたように、この問題は、平成18年の時点でも大きく議論になったものであると承知をしておまして、少額・短期の特例を設けるかどうかということにつきましては、さまざまな紆余曲折を経て、さまざまな反対論があったことから、最終的に見送られたという経緯があるものと承知をしております。

今回、御提案がございましたように、短期・少額の特例金利を認めると、それが中小企業における一定の資金需要を満たすことにつながる、そういった場合があるということ自体は、理解をしているところではございますけれども、今回、フィンテックということで、データを使ったスピーディーな与信審査、あるいはそのデータを使ったリアルタイムのモニタリングというものが、可能になったというところは、もしかすると、平成18年の時点からの議論、平成18年の事情からの変更点ということになるのかもしれませんが、一方で、当時、指摘された潜脱のおそれ、これも既に金融庁さんから御紹介いただいたところですが、フィンテックというものが、直接それを解決するという関係にはないと思いますので、仮に今後そういった特例を認めるかどうかということが問題になりました場合には、平成18年のときに示された懸念というものを、どういうふうに払拭させるのかということについての論証が必要になってくるのだろうと考えております。

民事局からは、以上でございます。

○法務省（大塚参事官） おはようございます。法務省刑事局で参事官をしております、大塚と申します。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

今、民事局からも説明がありましたように、金融規制に関しては、さまざまな法律があ

る中で、刑事局で所管しているものは、刑事罰を伴う出資法ということでございます。出資法単体だけで立法目的があるといいますか、規制目的があるわけではなく、そこは今の繰り返しになりますけれども、全体的な規制の中で、刑事罰をどう位置づけるのかということになってくるかと思いますが、御案内のとおり、罰則はさまざまな規制をしていく中で、最終的に罰則をもってしなければ、規制ができない分野について、謙抑的に設けられていくものであることについて、冒頭、申し上げさせていただきたいと思っております。

その上で、出資法につきましても、基本的にはこれまで改正が行われてきたところもありますが、弱者保護という視点に据えたところがありまして、そういう意味では、さまざまな規制が緩和される中で、他方で、それが潜脱されることがないかどうかというところの視点が非常に重要になってくると思っております。

大変恐縮なのですが、フィンテックということは、また新しい分野ということもありまして、刑事局としても、先ほど民事局からも言葉として少し出てまいりましたけれども、スピーディーな与信審査をデータを使って行うとか、リアルタイムなモニタリングによるリスク管理といったことが挙げられておりますが、こういったことがどういった形で法の規制の潜脱になることを防止することと結びついていくのか、その他、申し上げたような金利規制と潜脱との関係などが、フィンテックという分野においてどのように解消されていくのかということなども含めまして、実情を踏まえた慎重な検討をしていくことが必要になるのではないかと考えてございます。もちろんさまざまな金利規制を緩和していく必要性などにつきまして、示されているということは、承知しておりますが、その上で、そういった慎重な議論も他方でやっていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それぞれ御説明をいただいて、平成18年の改正の経過、またそれが成果を上げてきたこと、改めて理解をいたしました。

その上で、きょうのこの議論をさせていただきたいのですが、金融庁さんから、最初、資料の1ページ目にもお書きになっていらっしゃるんですが、従前からの議論と本質的には同じ話だというお話をいただきました。私は、それは違うのではないかと感じていまして、短期の資金ニーズが従前からある。これは同じなのだと思います。一方で、状況が変わったのは、先ほど民事局さんからもお話がありましたけれども、フィンテックが出てきたというのは、大きな違いなのだと思います。取引データや決済データなどを活用することができるようになった。それによって、3カ月後には明らかに資金が入ることが見えている。

ただ、超短期の資金繰りニーズに応えることができないという状況が生まれている。これは、フィンテックが出てきたことによる本質的な状況の違いなのだろうと思います。なので、新しい状況を踏まえた検討はぜひやっていただくべきではないかと思っています。

それから、お話の中でもそれぞれにおっしゃられたように、潜脱の心配がある。悪徳事業者が出てきて、短期でどんどん繰り返して貸してしまうという脱法行為、潜脱行為をや

る可能性がある。これは全くもったもなことで、ここは大変慎重に考えないといけないというのは、そのとおりだと思います。ただ、まさにフィンテックも出てきて、新しい状況にあることを踏まえて、潜脱を回避するようなルール設定ができないのかどうか、これもぜひ議論をしっかりとしていければと思います。

その上で、中身の議論に入る前の質問を2つ、先にさせていただきたいのですが、1点目は金融庁さんですが、短期の資金繰りニーズが従来からあったということはおっしゃっていたと思います。いろいろな議論があったけれども、制度として、これまで応えられていない状況が続いているのだと思います。その結果、何が起きているのでしょうか。私が考えるには、その出口は2つしかなくて、1つは、本来ならば潰れなくてもいい会社が、短期の資金繰りができなくて潰れてしまう。もう一つは、もっと危ない、ブラックな事業者から金を借りることに走る、その2つぐらいしか思い当たらないのですが、今、短期資金繰りニーズに応えられていない結果がどうなっているのか、それをどう分析されているのか、教えていただきたい。これが1つ目です。

2つ目は、きょう、御準備ができています範囲で結構ですが、短期資金繰りニーズに対応するための海外のルールがどうなっているのかを教えていただければと思います。

とりあえず、以上、2点です。

○金融庁（松尾参事官） お答えいたします。

まず資金繰りニーズというところでいきますと、日銀短観のDIというところで、資金繰りの判断をやっております。現在では、金融緩和策とか、いろいろありまして、金利水準が非常に低い。当時との比較でいきますと、金利水準は当時より数パーセント下がっている状況にあると思います。立法当時より名目金利が下がっているというのは、全体として資金繰りに影響しているところがございます。日銀短観のDIでいきますと、2018年は中小企業の資金繰りはプラス13ということで、1989年、資金繰りの状況というのはバブル以上の状況になっているということではないかと思っております。

短期資金ニーズに応えられるかどうかというところでありますが、切り分けはできないわけですが、先ほどの改正の貸金業法というところで、多重債務者の自殺者というのは全体から来るということではあります、それが減っているというのは事実でございます。

あとは、闇金のところは、先ほど多重債務者懇談会のお話をいたしました、資料を持ってくればよかったのですが、警察と一緒にそこは対策をとっていて、警察官から、毎回、闇金対策を発表していただいているところであったかと思っております。

2点目は、海外でということですが、よく調べますけれども、少額・短期で特例を設けているというのは、特段、聞いておりません。一般的にそういう規制があるところはありませんが、少額・短期で特例をとっているのは、記憶にございません。

○原座長 1点目なのですが、金利水準の変動とか、増減の話は聞いていたのではなくて、資金繰りニーズに応えられない状態はあるわけです。将来的に悪化する可能性もあるわけです。そのときに、何が起きるのですか。

○金融庁（松尾参事官）　そういう意味では、倒産数なども大分減っておりますし、今、その辺がすごく大きな問題になっているというよりも、先ほど申し上げましたように、中小企業の資金繰りというのは、現時点では、バブル以来のいい水準であるというのは事実であろうかと思えます。

○森下座長代理　実際にビジネスをされたら、すぐにわかると思うのですがけれども、長期の貸し付けは確かにいいと思えます。言われるようにパーセントも減っているし、銀行さんを含めて借りてもらいたい人がふえている。

でも、短期に関していうと、間に合わないのです。想定されていたのは、今、非常に景気がいいので、例えば来月にこれだけの商品を入れてほしい、そのためには仕入れもしなければいけない。でも、銀行がそれに応えられるかという、短期間では無理です。今、そういう話をしているのだと思えます。むしろ景気がいい上に、短期の資金ニーズが上がっていて、それに十分に応え切れていないというのが現状だと思えます。

言われるように、フィンテックが出る前は、審査も長引いていて、今も銀行はそういうところが多いと思うのですが、そうすると、来月、再来月という話になるわけです。これだとビジネスを逃すし、逆にこれを受けてしまって黒字倒産するところも出てきている。こういう実情を皆さん言われているので、そこにフィンテックを使うことで、早期に審査をしてもらえれば、来月の受注を受けることができる。そういうことに対して、どういうふうに応えるのですかという御質問だと思えます。それはどう考えられているのですか。

○金融庁（松尾参事官）　そういう意味では、先ほど申し上げましたように、短期の資金ニーズというのは、当然あるのだろうと思えます。そういうことと、先ほど申し上げましたように、潜脱で、多重債務問題がどんどん大きくなっていくかというところの話で、政策判断は全部そうですが、当然1ついいことがあって、もう一つ、フィンテックもイノベーションと利用者保護ということで、どこでバランスをとるかというところでございまして、そういう意味では、その当時からあるわけですが、事業者のニーズがあるというのは、前提として、貸金業法の議論はなされていて、ニーズがあるゆえに、少額・短期の特例が検討されていたということで、そこはおっしゃるとおり、そういうニーズはあるのだろうと思えます。

○原座長　短期資金ニーズはあって、応えられていないということでよろしいわけですね。そうであれば、潜脱を回避するためのルールをちゃんと議論しましょうということだと思えます。

忘れないうちに申し上げておくと、海外のルールはちゃんと調べていただければと思います。こういった議論をする上で、海外のルールはきちんと調べた上で議論するべきだと思います。

○金融庁（松尾参事官）　はい、調べます。

○大田議長　ありがとうございます。

私どもは、前回、貸す側のお話を伺いましたので、より具体的に借りる側のニーズを把握したいと思うのですが、従来型の金融で満たされない金融ニーズは、どこにあるのか。金融庁として何か把握する試みをしておられるのでしょうか。これが1つ目の質問です。

それから、フィンテックになって、従来と環境が変わったというお話が法務省さんからも出てきました。金融庁さんの資料1ページの注書きに「(注) FinTechの技術の活用により審査の精度は上がるが、短期貸付けが結果的に長期化する可能性の完全な排除は困難」とあります。これは具体的にどういうことなのか、御説明をお願いします。

消費者庁さんに1点、先ほどの資料の御説明で、事業者と消費者というのは、混然一体としているというお話がありましたが、今回、私どもが受けている要望では、事業者への融資を念頭に置くことを考えております。金融庁さんの資料でも、平成18年に政審で了承された骨子の概要として、個人向けと事業者向けとで限度額を変えるとといった措置が案としてあったわけですが、現実問題として、事業者と消費者金融を切り分けることができるのかどうか、別個の切り離した議論ができるのかどうか、そこをお聞かせください。

○金融庁(松尾参事官) 1点目、金融のニーズというところでいきますと、金融庁全体で、今、事業性融資を進めておまして、そういう意味では、金融機関だけで聞いていても、本当のことがわからないだろうということで、借り手の企業などにも当たって、きちっと事業性融資に答えられているとか、あと、過度に経営者保証を付していないとか、そういうあたりで、まさに企業に当たって、資金需要にきちんと応えているかということをやっておまして、そこをきちっとやらないと、地方の再生もないと思っておりますし、企業の再生もないと思っております。ある意味、一丁目一番地で、金融機関だけではなくて、事業者に向かってやっているという試みを、庁を挙げてやっているところでございます。

あと、金融規制というところでいきますと、大体同じあれになるのですけれども、制度が一律につくられておりますから、つくるときに注意しなければいけないのですが、穴を狙ってくるところでございまして、恐らく資金繰りというのは毎月入金はあるのだろうと思えますし、そういうところで、短期、短期、短期でいって、それが恒常的にいくかどうか、そこがいく可能性というのは、恐らくフィンテックでも既存の貸金業者でも変わらないのだろうと思うところでありますので、平成18年当時の論点というのはそんなに変わらない可能性が高いと思っております。

○金融庁(岡田参事官) 2番目ですが「(注) FinTechの技術の活用により審査の精度は上がるが、短期貸付けが結果的に長期化する可能性の完全な排除は困難」というのは、私どももフィンテック業者と意見交換をした中で、当然表ではおっしゃらないですけれども、非常に誠実な方々がおっしゃるには、原座長が御指摘になったようなデータの活用で、過去、例えば毎月300万入ってくる企業だということの精度は、間違いなく上がっているのですけれども、それはあくまで過去のあれであって、今月まで2年間、毎月300万入っていて、来月300万、絶対に入るかということ、私たちもわかりません。そういう意味では、当然貸し

倒れになったり、返せなくなって、短期で来月入ってくる300万で返そうと言っていたものが、返ってこなくなるということは、フィンテックといえども決して防げません。非常に誠実だと思うのですけれども、そういうお話を伺っているということです。

○消費者庁（内藤消費者政策課長） 消費者庁でございます。

個人事業主と消費者の切り分けでございますが、法文上は切り分けてあるのですが、実際に切り分けられるのかという部分は、個人的にはかなり悲観的でございます。私は商売をしていないのですけれども、個人事業主の方からすると、何かの資料に出ていたかと思うのですが、事業資金が逼迫したら生活費を充てるようなことを通常されると伺っておりますので、個人事業主の方に、厳格に会計区分をするみたいなことを義務づけることができるのか、そのあたりのビヘイビアを変えることができるのかというところは、現状においては非常に難しいのではないのかというのが率直な感想でございます。

○原座長 伺っていて、潜脱を回避するルールがそんなに難しいのかというのがよくわかりません。平成18年のときに議論されていたように、個人向けと事業者向けに分けるだけというのは、確かにおっしゃるような問題が出てくるというのはわかるのですが、例えば先ほど岡田参事官がおっしゃったような、データを活用して3カ月後にお金が入るだろうと思っていたのだけれども、そうではない事態が生じました。このケースだったら、その先は、同じ形で短期では貸さないようなルール設定にできないのでしょうか。あるいは借り手の側を個人向け、事業者向けに分ける。これもやったらいいと思うのですが、一方で、貸し手の側に関しても、より信頼性の高い事業者に限定して認めるようなルールを設定するといったことも、考えられないのでしょうか。

○金融庁（松尾参事官） 信頼できる事業者かどうかという法制度は、金融だとなかなかつくりにくくて、要件を法定しますから、金融庁が信頼するかどうかという要件、今のところで、そういう行政裁量みたいなものは、なかなか難しいと思います。そういう意味で、要件をきちっと法定しないといけない。法定したところについては、それを満たせば登録なり何なりという行為が出てくるという形になるわけでございます。

要件を満たしたところについて、そういう法規範のもとで、どういう行動をとるかということですが、金融の場合、誤解を恐れずに申しますと、規制でほかと違って若干難しいのは、金を扱うということでありまして、金融庁の登録業者ということで、悪用してくる人というのは、日本に限ったわけではないと思いますけれども、それは出てくる場所でございます。要件でどういう人たちが入ってくるか、その辺を含めて要件を決めて、入ってきたところで、きちっと対応していかないといけないということがございますので、そういう意味では、信頼する業者をやるときには、それを法律上の要件に変換して、法定しないといけないと思いますし、それを満たした人は入ってくるという形になるということでございます。

○原座長 さまざまな分野で、信頼性の高い事業者を選定するために要件を定めて、許可の制度を設けるということはやっていると思うのですが、それは検討いただけるという

ことですか。

○金融庁（松尾参事官） 弊害などを含めて、それは見ていかないといけないということを申し上げています。

○森下座長代理 昔だったら、個人もそうですし、会社もそうですけれども、どの人が借りているかということを見ることが、難しかったと思います。でも、今、個人だとマイナンバーがありますし、会社は実質上全部されています。それを実際にネットなりを介してやる中で、例えば2日目、3日目には、誰がどのように貸したということが今わかります。何でそれで多重債務のなるのか、よくわからないのです。

昔の場合は、借りている機関がよくわからないということでダブることはあつたろうと思うのですけれども、今の場合は、ある意味、すぐにわかるわけです。そうすると、その中で上限を超えるところというのは、当然ながら、もう貸さなくなるわけです。あるいはロールオーバーするときに、ダブっていれば、貸さないというルールをつくっておけば、できないと思います。取引の情報実態は、今すごく把握されていると思うのですけれども、その進歩というのは全く関係ないと思われているのですか。

○金融庁（岡田参事官） 前提として、現行規制では、事業性の借り主には、総量規制みたいなものはないので、幾らまでなら貸しませんというのはない。問題にしているのは、フィンテックの方々に、きちっとやろうとしている方というよりは、潜脱というのは、そうでない人の話で、そうでない人は、自分が金利手数料さえ取ればいいという形で、相手が返せないということを最初からわかっている、1週間であなた返せますねという形で、手数料なり、金利で取って、それをぐるぐる回していく。そういう事象を問題にしている、最初から相手が返せるかどうかということを心配して、誠実にやろうとしている人は、潜脱で心配すべき事業者ではないということだと思います。

○森下座長代理 そうであれば、先ほど原座長が言ったように、特殊なケースに関しては、より新しい事業免許とか、事業の許可を与えるとか、その中で排除はできないものなのですか。

○金融庁（岡田参事官） そのあたりが、結局のところ、特殊とおっしゃいましたけれども、12年前に非常に幅広く行われたということですのでございまして、あと、申しわけないのですが、それだけきちっとやる業者さんなのかどうかということ、法律の要件で、執行可能な形で書き分けるというのは、過去の議論でもできていないですし、現時点で私どもとしても、そのあたりのアイデアというのはなかなか難しいと考えているところでございます。

○金融庁（松尾参事官） 制度は、今、法律に基づく行政ですから、かなり法定されておるわけですのでございます。その中で、制度に書いたことについて、その要件をもとに、いい業者というのは必ずあります。変なことをしない業者も必ずいて、でも、それが利益になるとすると、悪用する業者もいます。書いてあることをぎりぎり狙って、そこで潜脱というか、そこを狙ってくる業者というのも経験上、必ず存在します。金が絡んでいますので、そこ

は必ず存在するわけでございます。いい業者を念頭に基準をつくることができれば、金融規制はそんなに要らないということなのだろうと思っておりますけれども、金融庁の登録業者ということで、それを使って、高齢者にアプローチして何とかというのが非常によくあるケースでございまして、そういう意味で、そこも考えて制度というのはつくらないと、全体のバランスというのはなかなかとれないというのが常に私らの悩みでございます。

○原座長 よい事業者だけに限定できないというところが、よくわかりません。潜脱の議論に関してであれば、今やろうとされているフィンテック事業者さんが、皆さんそれでいいのかどうかは知りませんが、恐らく多くのところは、リアルな取り立てをやることは想定されていないのではないかと。取り立てはしないというルール設定にしたら、こういった問題は生じないのではありませんか。

○金融庁（松尾参事官） 取り立てをしようが、しまいが、多重債務にはなるのだろうと思っております。

○原座長 フィンテック事業者さんがデータを信頼して貸して、返せなかった、貸し倒れになります。そうであって、今、おっしゃられたような、過去に大問題になったような、大きな問題が生じるのですか。

○金融庁（松尾参事官） 貸し倒れになるときは、その業者は倒れていますので、それを短期で別の業者でつないで、その結果、貸し倒れたら、その業者が倒れるという意味では、同じことになるのだろうと思っております。

○原座長 そうではなくて、借りている側は、その債務に関して、取り立てを受けたりはしないわけです。

○金融庁（松尾参事官） 取り立てをしようが、しまいが、その人が多重債務に陥るとするのは、同じなのだろうと思っております。

○原座長 申し上げているのは、そういったケースは、一定程度データを活用しても生じる可能性があります、それはそうなのでしょう。そこまで排除することはできないのだろうと思っております。これまでおっしゃられてた問題は、そういう問題ではないのではないのですか。

○金融庁（松尾参事官） 多重債務がそれでいいと判断されれば、それはそれで、そういう結論はあり得るのだろうと思っております。そこは少なくとも多重債務問題懇談会などで、多重債務対策に取り組んでいる省庁といたしましては、そういうふうに申し上げるとするのは、難しいという気もいたします。

○原座長 どういったケースを排除しようとしているのか。多重債務者問題で問題になっていた事態というのは、債務をたくさん負って、大変不幸な事態に置かれる人たちも多かったということを背景にしていたのだと思っております。そういったケースを排除するようなルール設定をすればよろしいのではないかとということをおっしゃっていて、今の取り立てをする、しないというのはあくまでも1つの例として申し上げましたが、話をもとに戻すと、信頼性の高い事業者に限るということが、なぜできないのか。これはほかの多くの領域で

やっていることだと思えますが、貸し金に関してだけできないという理由がよくわかりません。過去に検討されたのであれば、どういった検討をされて、なぜできないという結論になったのでしょうか。

○金融庁（松尾参事官） 言い方が悪かったかもしれませんが、これがいいだろうという要件をつくるというのは1つあったとして、その中には、ぎりぎりを狙ってくる人というのは、その制度で必ずいるということをございます。そういう意味で、その人がいい人がどうかというのは、わからないわけで、この制度のぎりぎりの悪用を狙ってくるので、とめようがありませんから、貸し金だけで物すごいエネルギーになります。暗号資産にも対応しないといけない、地銀にも対応しないといけない、資金移動業者、フィンテック全般の推進もしていかなければいけない中で、貸し金だけにものすごく膨大な監督資源を投入するという状況にもないということもございますし、そういう意味では制度をつくったときにベストな制度をつくったとして、それでぎりぎりを狙ってくる人もいるし、そうではない人もいるというのが実態なのだろうと思えます。

○原座長 ぎりぎりを狙ってくる人は、何の分野でも同じだと思います。

○金融庁（松尾参事官） そういう意味で、その辺のバランスを考えて、今の制度ができているということをございます。

○原座長 バランスを考えるのであれば、短期の資金ニーズがあります、潜脱のリスクがあります、その2つのバランスをとって、制度を検討いただいたらよろしいのでしょうか。

○金融庁（松尾参事官） 制度のバランスは、与党を挙げて検討した結果、今の状況になっているということであろうかと思えます。

○原座長 平成18年の経過も伺って、フィンテックが出てきました、新しい状況になったので、その状況を踏まえて、もう一度、ニーズとリスクの両方を踏まえた検討をしたらよろしいのではないかとというのが、今、申し上げていることです。

○金融庁（岡田参事官） それにつきましては、フィンテックのさまざまな技術でも、結局、潜脱のところの問題というのは当時と問題状況が変わっていない。要するに、フィンテック技術があるからといって、いろんな話をされてきている、フィンテック以外の人が入ってきて、制度のぎりぎりのところを狙うということが起こり得る。この分野では、あるという状況は変わっていないと考えております。

○大田議長 先ほど松尾参事官から、金融事業者だけではなくて借り手のニーズを金融庁として把握しておられるというお話があったのですが、今、話題になっている短期で迅速な資金ニーズが出てきているのかどうか。もし出てきているとしたら、データを活用して与信や審査の環境が非常に大きく変わった状況に対応して、政策としてどういうことをお考えなのか、お聞かせください。

○金融庁（松尾参事官） 私らは、フィンテックの推進というのはものすごくやっております、フィンテック事業者で一番の問題点というのは、大体スマホで商売をしますから、

オンラインで本人確認ができる、その辺の入り口で、事業者は全部逃げるという状況だったので、貸し金なども含めて、オンラインでの本人確認が恐らくフィンテック事業者が一番効くだろうと思って、警察庁さんにも大変協力をいただいて、フィンテックの技術を活用したスマホなどでのファイナンスができるように、オンラインによる本人確認というのは、昨年11月に実現しております、フィンテック事業者が商売しやすくなっております。

あと、フィンテック事業者のサポートをどんどんやっていくために、金融機関とのAPI接続とか、そういうあたりでやっておりますし、先日御説明いたしました、例えば資金移動業者の100万円上限とか、そういうあたりで新しい枠組みが考えられるかということをやっております、フィンテック事業者がどういうふうにやれば、うまくできていくかというあたりをやっておりますし、この件については、先ほど岡田参事官が申しあげましたように、フィンテック事業者から、こういうニーズがあるという声は聞いていたので、ヒアリングなどもかけて、実際にどんな感じなのかというあたりは、事業者に当たって、聞いたりもしております。

○金融庁(岡田参事官) 補足ですが、借り手のニーズがどうかという御質問については、銀行とか、貸し手の側だけではなくて、企業側にアンケートなどをしております。そうした中で、私どもの現在の関心が地銀にありまして、経営上の課題や悩みとか、あるいは一律に担保をとったり、保証をとったりしない形でやっていますかというところにあるので、どちらかというところ、関心がそちらに集中しているというきらいがあるのですが、担保とか、保証への依存というのは少し減ったとか、少しは事業の実態で融資に応じてくれるようになったという結果は出ております。

他方で、すごく短期的な資金繰りのところで、助けてくれるかどうかについては、必ずしもそういう声は上がっていないので、そういう声は一切ないかどうかということではなくて、そのあたりは私どももそこにフォーカスしては聞いていなかったもので、そういう答えというのはないのですが、そのあたりは今後、金融庁としても把握していく必要があると思っております。

○原座長 もう一度、話を戻させていただいて、信頼性の高い事業者になぜ限ることができないのか、もう一回だけお伺いしたいのですが、例えば極端な話、銀行のような参入規制を課している場合には、金融庁さんとしては、変な悪徳事業者は入ってこれないと想定されているのですね。

○金融庁(松尾参事官) 銀行の制度は、銀行の制度ぎりぎりを狙ってくるということがあるのだろーと思います。そこは法律が全てですから、銀行だからいいと申し上げているわけではなくて、法定したものは、法定したものを満たす中で、いろんな人が入ってくることを考えてやっていかないといけないのだろーと思います。

○原座長 それはそうなのだと思うのですが、今、経済実態として、銀行にそういった悪徳銀行が出てくるなんてことになったら、日本経済は大変なことになるとは思います、恐

らくそうではない前提で、今、制度の運用はなされている。同様のことが、今回、フィンテックを用いた新たな融資に関して、何でできないのでしょうか。

おっしゃっていることが、やや混乱しているように聞こえるのは、貸金事業に関して、従来は、登録制度で、比較的緩やかに多くの事業者を認めるという制度設計と運用がなされてきたのだと思います。その前提で考えたときに、悪徳事業者が入ってくる余地が大きいのではないかということをおっしゃっているように思います。そうではなくて、フィンテックを活用した短期の融資、資金繰りニーズに応える事業者に関しては、より厳格な要件設定をし、入れる事業者を限定したら、なぜできないのか、それが一切できないという理由がわかりません。

○金融庁（松尾参事官） 感覚として、フィンテックというのは、日本でどんどん伸ばしていかないといけない。金融庁でフルにサポートしているということを前提として申し上げますと、フィンテック事業者だからいいとか、そういうことはなくて、むしろ銀行などの人たちというのは、それはそれで規制になれている面があって、ある意味、その世界での信用を非常に重視する面がある。そこはそこを離れて生きていけないという面があるからということはあるんですが、フィンテック事業者の場合、どこでも生きていける技術者の人たちですので、そういう意味で、銀行だからいいと申し上げるつもりは全くないですけれども、フィンテック事業者だからそこがきちっとしているというわけでもなくて、書いてあることは最低限やって、書いていないことはやらなくていいのじゃないかというあたりは、あるような気がいたします。

○森下座長代理 極端なことを言ったら、例えば資本金で幾ら以上にするとか、あるいは銀行の免許を持っているところを子会社のフィンテックの業者にするとか、幾らでも手はありそうに思います。そういうことは嫌だから、いつでも悪徳業者が入れるような仕組みでないとまずいという話なのですか。

○金融庁（松尾参事官） 制度の組み立てもあると思うのですが、貸し金みたいなところは、エントリーも低くしています。資金移動業者もそうですけれども、フィンテック業者なども一律に入りやすいようになっていて、その中で、いろんな競争が起きていくみたいなのが制度としてあって、一方で、銀行というのが一番極端だろうと思います。場合によっては、税金まで考えたところの預金保険で、金融システムみたいなところでやるところは、それなりにということなのだろうと思います。

そういう意味で、制度の組み立てはあると思うのですが、一般的にはエントリーをなるべく下げて、いろんな業者が入ってくるというのは、まさに規制緩和でいろいろやっているところであろうかと思しますので、短期資金の1点で、銀行の子会社でというのは、制度のバランスとして非常に難しい感じがいたします。

○森下座長代理 バランスが大事だという理論はよくわかるのですが、一方で、先ほど来言っていますように、景気がいいからこそある即時の融資ニーズに対して、どうバランスをとるのか。そこだけずっと我慢しろというのは、それはそれでバランスが悪いと思いま

す。

○金融庁（松尾参事官） 先ほども申し上げましたように、特に貸金業のあたりは、中国などでも、P2Pで問題が起こったら、ものすごく規制を締めるみたいな動きがありまして、そういう意味では、今までどういう被害があったかというところが、かなり効いてくる分野ではあるのだらうと思います。

そういう中で、多重債務者問題があります。多重債務者問題も、今これだけ資金繰りなり何なりがいいところで、消えていないのも事実でありまして、それはそれで、この政策というのが、効果を上げているのは事実なのだらうと思います。

○金融庁（岡田参事官） 1点、補足させていただきますと、バランスというときに、なぜ平成18年にこういったバランスをとったかといった背景には、やはり多重債務者問題の発生というのが、人の生死にかかわるような問題、いろんな人たちの人生をぶち壊すような話で、ほかの私どもの持っている金融規制で、例えばだまされて損をしたとか、そういうことよりも、はるかに影響の大きいものとバランスをさせて、短期の資金ニーズよりこちらをとるというバランスを当時とったということなのだと理解しております。

○原座長 ずっと御説明があったように、資金繰りの観点では有利な景況になっていて、なおかつ多重債務者問題がまだ残っている。これは大変深刻なことであり、ちゃんと対応しないとイケないのだと思います。私が冒頭に御質問したのは、その要因の1つが、短期の資金繰りニーズに合理的に応えられる制度になっていないことなのではありませんでしょうかということ。これはぜひお考えをいただきたい。しっかりと検討、分析をいただければと思います。

再三申し上げている信頼性の高い事業者に限ることができないのかどうか。議論が混乱するのですが、私たちは、フィンテック事業者だから信頼できるとか、フィンテック事業者はみんな認めましょうなんてことを言っているのではない。信頼性の高い事業者をきちんと限定して、その人たちを認めるような仕組みをなぜ考えられないのですかという御質問をしています。

フィンテックに関して、私たちは別のテーマで、デジタルで給与の支払いをすることを認めるといふ議論、主管は厚生労働省さんですが、この議論をしています。そこでもまさに同じような要件設定の議論があつて、これは私たちから見ると、やややり過ぎではないかと思いますが、そちらでは、今、銀行に準ずるぐらいの上限、資本規制を課すことも含めて、検討がなされていると承知をしています。これは別にそうすべきだと言うつもりもありませんし、従来の銀行だけに限るべきだということでもないと思っておりますが、少なくとも今、私たちがやっている議論に関して、今までの議論の中でも共通認識だと思ったのは、短期の資金ニーズはあります、潜脱は排除しないといけません。その両方に応えるため、潜脱を排除するためのルール設定をもう一度考え直していただけないでしょうか。それは不可能ではないと思います。

○金融庁（松尾参事官） いい業者だらうが、悪い業者だらうが、短期でつなげば、同じ

問題は出てくるし、そこをどう考えるか。要するにこうやれば、ほぼ抑えられますというよりも、そのバランスをどこに見出すかというところが、どうしても出てくるのだろうと思います。

○原座長 私が想定している信頼性の高い事業者さんが、データを活用して、一度貸してみました。前の議論の中で、岡田参事官もおっしゃったように、3カ月たってみたら、もともとのデータがちよっと違って、返せない事態になりました。そのときに、また同じような形で短期の融資を繰り返すのでしょうか。そういう事業者は、信頼性の高い事業者だとは思わない。それを単に排除すればよろしいのではないかと思います。

○金融庁（松尾参事官） その方が自分ではやらないにしても、ほかのところにつなぐこともあると思います。それはわかりませんから、やらないということはどうやって担保するかということはありません。

○原座長 ほかの事業者が出てきて、その状況で融資をすればしたら、それは信頼性の高い事業者とは考えないです。先ほど森下座長代理もおっしゃったように、前に同じような事態があったことは、普通にわかるわけです。その中で、何でわざわざ貸すのですか。それは御懸念されているような悪徳事業者だから、短期でどんどんお金を貸して行って、最後は金利をたくさん乗せてしまおうということ想定している人である可能性が高いのです。それは排除したらよろしいのではないですか。

○金融庁（松尾参事官） その方が生命保険に入っているとか、いろいろ考えることはあると思います。

○原座長 それを排除したらよろしいのではないですか。

○金融庁（岡田参事官） 1点だけ、例えば最初に審査した瞬間は、信頼できると思って、経営状況が悪化すれば、企業行動が変わりますので、金融庁が監督している業者でも、最初がいいと思っていたものが、経営が悪化して、顧客収奪型のビジネスに変化したりしています。それを貸金業という業態で、常に見張り続けるということは、行政コストの観点からしても余り現実的ではないです。そういったことも含めて、線引き、仕組める制度としては、難しいのではないかと考えているところです。

○原座長 監督コストは、事業者の数の問題なのではないでしょうか。それであれば、それこそ資本規制ではないですが、監督できる数を相当程度絞り込めばよろしいと思います。

○金融庁（松尾参事官） 資本があっても、悪い奴は悪いのだろうと思います。金持ちで悪い人は幾らでもいるので、資本が高ければ立派な人だとは、言いにくいと思いますし、金融庁が一挙手一投足を見張るとするのは、定員を5倍ぐらいにしていただけであれば、可能なかもしれませんが、人数が少ない中で地銀問題とか、金融システムの安定、暗号資産まで加わっていて、あと、資金移動業の100万円以上の新しい枠組みができれば、それはそれで金融システムに与える影響がありますから、課題がたくさんあって、その中でフィンテックに効いてくる課題はたくさんあると思っています。

ここで、定員を5倍ぐらいにしていただけという議論をしてもしょうがないと思うの

で、その中でどれが一番フィンテックに効いてくるかということも考えていくと、一番効くのはインフラ系であるので、本人確認とか、API、規制緩和で、今やっているのは、資金移動業の上限の新しい枠組みとか、共通のプラットフォームで、仲介の資格というのをもっと簡単にできないかというあたりで、まさにフィンテックに焦点を当ててやっておるわけですが、そういう中で、どこに資源がいくかという面も、先ほどの監督という面でいけば、あることも御理解いただけるとありがたいです。

○森下座長代理 話がすれ違っているような気がするのですが、私が思っている参入する業者の数と松尾さんが思っている数というのは、桁が違うぐらい、違うという気もしているのですが、大体どれぐらいの数を想定されて大変だという話をされているのですか。事業者の数として、1万とか2万という発想で考えられているのですか。私は、10とか20で考えていました。

○金融庁（松尾参事官） 1万とか2万というのは、あれですね。

○森下座長代理 10とか20だったら、監督できないものなのですか。しかも、既存業者さんとかかなりダブります。その辺のイメージがすごく違うと思って、今、聞いていたのですが、どんなイメージを持たれているのですか。

○金融庁（松尾参事官） 絞ったから、そこを見られると申し上げているわけではないのですが、監督という観点でいきますと、今、貸金業というのは、都道府県などでやっています。そういう構造で、そこはいろいろあって、金融システムからも遠いと思いますし、そこで破綻したから、連鎖破綻みたいな問題というのは起きないし、預金者みたいに問題も生じないという、歴史的ないろんなところを含めて、そういう構造になっていると思います。

○森下座長代理 話がすれ違っているところがだんだんわかってきて、金融庁側は貸金業から見ていて、私などはフィンテック業者という観点から見ています。そのすれ違いがありそうな気がします。

○金融庁（松尾参事官） 貸金業は人に金を貸して、それを取り立てて、利息でもうけるビジネスであるので、それはフィンテックでもあるけれども、本質はやはり貸し金だと思っております。

○森下座長代理 そういう視点からいくと、今の議論なのでしょうけれども、一方で、これが新しい産業だと考えれば、フィンテックによる貸し金ではなくて、フィンテックによる金融の一部門であると考えれば、また議論は全く違うように思います。

○金融庁（松尾参事官） フィンテックによる金融の一部門だとして、そこは貸し金の本質を変えるかということであろうかと思えます。

○森下座長代理 それがいわゆる思われている貸金業者と同じなのかという議論だと思います。

○金融庁（松尾参事官） 今の質問の同じなのかというのは、どういうレベルで同じかということですか。

○森下座長代理 同じだと考えると、今のように確かに監督が大変だという話になるのでしょうけれども、別業種だと考えたら新しい監督の仕方がありそうに思います。フィンテックをベースにすれば、ネット上に痕跡も残るわけです。

○金融庁（松尾参事官） 裏でほかのものを紹介されると、痕跡は残りません。潜脱というのはそういうことで、証拠を残すような潜脱は、業者はなかなかしないと思います。

○森下座長代理 話がまたあれなのですけれども、それだったら、絞ったらどうですかという話だと思います。優良な業者さんだけにやらせるというのは、ないのかという話になってしまいます。

○金融庁（松尾参事官） 絞った業者が裏で紹介しないという担保は、どうしてあるのか。そこは残るような気がいたします。

○原座長 優良な事業者に絞って、優良な事業者が悪徳な事業者に紹介したら、違法行為なわけです。だから、言われていることは、ロジカルではないように思います。

時間もなくなってきましたので、次回、もう一度させていただきたいと思います。

御心配されているような、監督コストがかかるというところはわかりますので、いかに合理的、効率的な制度設計ができるのか、潜脱をきちんと回避するための制度設計ができるのかは、引き続き議論をさせていただければと思います。

海外のルール、その他、借り手側のニーズなどに関しても、引き続き次回に教えていただいた上でさらに議論を続けられればと思います。

ありがとうございました。

○金融庁（松尾参事官） ありがとうございました。

（法務省、金融庁、消費者庁関係者退室）

（経済産業省関係者入室）

○原座長 少しおくれてしまって、失礼しました。

議題2「電力小売市場の活性化」です。

前回のワーキング・グループで、松村教授、事業者の方々から、電力小売市場の競争状態の評価・課題認識について、説明をいただきました。

本日は、経済産業省さんから、電力小売自由化の進捗状況について、お話をいただき、前回のヒアリングにおける議論も踏まえて、お話をさせていただきたいと思います。

それでは、お願いします。

○経済産業省（吉野課長） 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長の吉野でございます。

お手元の資料の資源エネルギー庁の説明から入らせていただきまして、その後、私の隣の都築から、監視等委員会の説明をしていただくという順番で、お願いできればと思います。

お時間の関係もあろうかと思いますが、説明は簡略にしたいと思っております。

それでは、資源エネルギー庁の資料の1ページ目をごらんいただきたいのですが、これ

はおさらいでございます。これまでの電気事業制度改革の歩みということでございまして、1995年の一次制度改革、これは発電部門の自由化から始まりまして、その後、2000年の小売の自由化第1弾、2003年の小売自由化第2弾、2008年の卸市場改革を経まして、第五次改革といたしまして2015年の小売全面自由化・法的分離にたどり着いているということでございます。

小売の全面自由化につきましては、御案内のとおり2016年4月から既に開始されているところでございまして、その後、近い将来でございますけれども、送配電部門と発電・小売部門とを別会社化するというプロセスが進んでいる現状でございます。

なお、上に書いてございますが、広域的運営推進機関、OCCTOと言われる機関と、電力取引監視等委員会の設立、これも第五次改革の中で行っているというところは、触れさせていただければと思います。

2ページ目は、御参考でございます。OCCTOの機能でございますので、後ほどお時間のあるときにごらんいただければと思います。

3ページ目も参考でございますが、小売の全面自由化が徐々に進んできまして、先ほど申し上げたとおり、2016年4月から、小売市場は全面自由化ということになっているところでございます。

4ページ目でございます。小売の全面自由化の現状でございますけれども、こちらは幾つかの指標といたしましうか、ベンチマークに基づきまして、現状を御説明申し上げているところでございます。

まず最初に、①の低圧分野のスイッチング・新電力のシェアでございますが、新電力への低圧分野での切りかえは916万件、15%ということと、あとは大手電力ですけれども、自社内切りかえが543万件、9%ということでございます。

全体の新電力のシェアが15%、エリアによっては3割を超えるような分野もあるということでございます。

新規参入者は、こちらに書いてあるとおり、595ということでございます。

なお、2番目の黒ポツにありますのが、業種を超えた競争、ガスの参入でありますとか、あとは大手電力間のエリアを越えた競争といった、新規参入とは違うかもしれませんが、そういう競争も起こっているところです。

料金の多様化については、そちらに書いてあるとおりでございます。

④市場の動向でございますけれども、スポット市場の取引量がこれまで少なかったのではないかという御指摘は、我々も漏れ伝え聞いているところでありますが、現在は、後ほど説明いたしますが、さまざまな制度改革もございまして、全需要の30%程度まで至っているところでございます。

5ページ目でございます。第3段階、送配電の中立化（送配電分離）でございまして、こちらは2020年4月の施行予定でございます。

ポイントといたしましては、リードのところの最初に書いてございますとおり、誰でも

自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できるようにしていくという目的でございます。会計分離を超えて、法的分離を行うというのが、もう一つの内容でございます。

6 ページ目は、参考資料でございます。各社とも組織再編、端的に申し上げますと、送配電部門の法的分離に向けまして、粛々と作業を進めていただいているということでございまして、多数の会社が2019年6月、すなわち、再来月の株主総会で決議を得るという手続を進めているところでございます。

7 ページ目でございますけれども、電力システム改革貫徹のための政策小委員会というものがございまして、おとしから開催されていたものでございまして、そちらの検討事項として、幾つかございます。

1 つ目のジャンルといたしまして、さらなる競争活性化ということでありまして、ベースロード電源市場、新電力がベースロードの電源、石炭とか、大型水力、原子力でございますけれども、こういうものにアクセスするような市場整備を進めるべきという話がされまして、後ほどどういうふうになっているかということをお説明申し上げたいと思います。

2 番目は、間接オークション・間接送電権でございます。地域をまたいでおります送電線、連系線と我々は呼んでおりますけれども、連系線の利用ルールをより競争親和的なものに変えていく。それによりまして、全国ベースでの広域メリットオーダー、最も経済的にすぐれた電源から動かしていくというものの達成と、競争の活性化を促すというものを導入しているところでございます。

広域メリットオーダーの間接オークションでございますけれども、この効果もありまして、先ほど申し上げた卸市場でのシェアが全需要の30%まで至っているということがありと考へてございます。

2. 自由化のもとでの公益的課題への対応ということで、最初は容量市場です。これは中長期的に必要な供給力・調整力を確保するための仕組みでございます。

2 番目は、需給調整市場ということでございまして、柔軟な調整力の調達などを目的としたものがあるということでございます。これは、現行、調整力公募という形で、年に1回ぐらい、送配電部門が電源を調達するという行為になってはいますが、それをもっと柔軟にやろうというものでございます。

最後(3)でございますけれども、非化石価値取引市場ということでございまして、エネルギー高度化法という法律がございまして、CO<sub>2</sub>の削減の観点などから、この法律が位置づけられているところでございますが、それに基づきまして、非化石電源比率を44%達成するという目標が掲げられておまして、この観点から、特に新電力が非化石電源にアクセスしにくいというところもあるかと思っておりますので、電気価値とは別の非化石価値、こういうものの取引市場をつくりまして、ある種、新電力小売事業者が非化石価値を調達できるということを図っているところでございます。

以下、8 ページ目以降が現状でございまして、8 ページ目、最初は間接オークションの導入ということでございまして、間接オークションにつきましては、これまでの先着優先

ルール、人によりましては、既得権益みたいな話でございますけれども、それを改めるものでございまして、これは2018年度から導入ということでございます。

広域メリットオーダーの実現によりまして、効率性も担保していくというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

下にチャートがございしますが、現行の仕組みというのは、ある種、激変緩和ではございませんが、一定程度、先着優先が残っておりますが、最終的には間接オークションということで、右にもありますが、黄色い蓄積している部分がなくなっていくことを想定しているところでございます。

9 ページ目にお進みください。こちらがJEPXのスポット市場の取引量の推移でございます。2016年4月1日のときは、約定量が非常に小さく、1億キロワットアワーにも満たないというレベルでございましたが、最近では、6億とか、それぐらいの規模まで拡大してきておりまして、幾つかジャンプアップしているところがございしますが、2018年4月ぐらいにもジャンプアップしてございますけれども、やはり大きいと思っておりますのは、2018年10月1日でございまして、このタイミングで、間接オークションが導入されているということでございます。

間接オークションの導入に伴いまして、スポット市場も活性化してきておりまして、シェアで見れば、3割程度のところで、それ以降、推移しているということでございます。

10ページ目でございます。先ほどの切り口の違うベースロード電源市場というものでございますけれども、問題意識は、リードのところに書いてあることとございまして、安価なベースロード電源（石炭火力、大型水力、原子力等）は、大手電力が保有をしているということです。これに新電力がアクセスできるように、大手電力に対しまして、自己のベースロード電源の卸供給価格、料金に比して、不当に高くない水準の価格で市場に供出するという制度を創設しているところでございます。

11ページ目ですが、新電力の方々は、特に価格の面に関心をお持ちだと思いますので、価格の基本的な考え方というか、今後の監視のあり方を書いているところでございます。

チャートのところをごらんいただきたいのですが、端的に申し上げれば、一番上の三角の頂点にあるのですけれども、旧一般電気事業者の発電部門のところでございますが、ここがBL市場に卸していく価格と、旧一般電気事業者系の小売に卸していく部分と、この価格が不当ではないように見ていきたいと思っております。

1つの参照価格といたしまして、旧一般電気事業者の小売が、需要家に対して販売している小売料金、このあたりを見ながら、内外無差別原則みたいなもの、社内、社外という意味ですけれども、内外に平等な原則をできるだけ達成できるような監視ができないかと思っております。

12ページ、容量市場でございます。問題意識といたしましては、リードの最初の「●」にありますとおり、太陽光・風力、こういったものは変動がかなり激しいところもございまして、ある種、Feed-in Tariffというような補助スキームはございますが、限界費用は

ゼロということですので、燃料費がかからない分、ゼロ円入札みたいなものができるということになるわけであります。

ドイツでは、ネガティブプライスとか、そういう話も出ておりますけれども、それに対応いたしまして、ネガティブプライスがずっと続くと、供給力確保のための投資が難しくなってくるということで、キロワットの価値をつくりまして、それに応じて収入を得られるような仕組みを導入するという仕組みをつくっているところでございます。

スケジュールは、後ほど御説明をいたしたいと思っております。

13ページ目でございます。需給調整市場でございますけれども、これは一般送配電事業者が、現在でも周波数調整、需給調整をやっておりますが、この調整力を市場を通じて調達するために、海外のアメリカ、英国、ドイツ、北欧などの例も見ながら、導入しようとしているものでございます。

下のチャートですけれども、現在、一般送配電事業者がそれぞれのエリアごとに、例えば東京電力であれば、東京電力の送配電会社、パワーグリッドという会社が設立されておりますが、そちらが電源A、電源Bを調達していく。この中には、DR、Demand Responseみたいなものを含めて調達をすることになってございますが、DRみたいなものも含めた電源の調達を公募して、入札方式で調達していくというやり方をしております。

入札方式ということですので、なるべく安いものから買っていくという哲学は、既に織り込まれているところではございますが、これはおおむね年に1回とか、それぐらいのペースでございますので、柔軟性が若干欠けるということもございまして、今後は需給調整市場を創設いたしまして、全国ベースで調整力の電源を調達していくという形に改めていきたいと思っております。

14ページ目、非化石市場でございます。非化石市場につきましては、先ほども背景を御説明申し上げましたが、温暖化対策の中で、非化石電源、特に電気価値と非化石価値を分離いたしまして、非化石価値を取引します。これによりまして、新電力等のアクセスをできるようにしていくということを念頭に置きまして、現在、検討を進めているところでございます。

2番目の「●」にFIT非化石証書と書いてございますが、これは既にFeed-in Tariffシステム制度で導入されました、例えば太陽光みたいなものにつきまして、GI0、決済機関みたいなものがあるわけですが、そちらが非化石価値を持っていると概念されているところ、昨年5月から市中で売却していくことを始めているところでございます。

15ページ目は、御参考でございます。電力業界における低炭素化の制度体系ということで、柱としては3つあって、1つは電力事業者の自主的な枠組みと、昔は自主行動計画というものがございましたが、そういった自主的取り組みで、排出計数0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWhを2030年に達成していくという枠組みと、あとは2つ法律がございまして、省エネ法、これは火力の世界でございますが、それに加えて高度化法、これは非化石電源というところでございます。ある種、全体の電源から右側の非化石電源を控除した部分のほとんどが火力

ということになるかと思いますので、省エネ法と高度化法をパッケージにすれば、法的にも一応電源全体を覆ったことになるという整理でございます。

16ページ目につきましては、概念整理でございます。今、いろいろな市場を説明させていただきましたけれども、キロワットアワーという電力量の価値、これは非常に伝統的なものだと思いますが、それは卸電力市場、スポットですが、3割ぐらいに到達したと御説明申し上げた卸電力市場、JEPXの市場でございますが、こちらで取引をしていきます。

それに対しまして、供給力に該当します容量、これはキロワット価値ということになりますが、こちらにつきましては、容量市場で手当てをし、調整力、デルタキロワットという言い方をしますけれども、そちらについては、調整力公募、需給調整市場ということでやっていきまして、最後、環境価値については、非化石価値取引市場ということでやっていく、これが全体像になっているところでございます。

17ページ目は、スケジュールでございます。現時点において、連系線利用ルールのところ、間接オークションの導入と、FIT電源の非化石価値の取引は、開始されているわけですが、2019年度になりますと、ベースロード市場のところでの取引開始、それと同じ時期でございますけれども、間接送電権の導入を行っていきます。

さらに2020年になりますと、ベースロード市場での受け渡し開始と、容量市場での取引開始、需給調整市場での広域運用開始、さらには非化石市場における、FIT以外も含めた非化石電源の価値の取引の開始ということで、2020年あたりから、かなり始動してくることになるのではないかと考えております。

最後でございます。今後の話でございますが、我々、電力システム改革と呼んでおりますけれども、そちらが完了すれば、制度改正が全て終わりだとは思っておりません。昨今ですと、そちらに書かれております、温暖化対策、安定供給、経済効率、これはエネルギー基本計画における3つのEでございますけれども、その観点で3Eをさらに高いレベルでバランスさせるための制度改正みたいなものを含めた検討が必要だと思っております。

問題意識ですが、温暖化につきましては、御案内のとおり、最近、かなり議論されているところでございますし、さらに安定供給という面では、北海道の胆振東部地震もございましたので、しっかり対応していくことが特に求められていると思っております。

電源政策のところでは、再エネ政策のパラダイムシフト、これはFITをどういうふうに変えていくのかという議論もあろうかと思いますし、過少投資問題、卸市場などで価格が値崩れをしていった場合の投資をどう確保するのかという問題もありますが、系統における投資をどう確保していくのかということもあろうかと思います。当然分散型電源、リニューアブルがかなり入ってきておりますので、そちらへの制度的な手当てを含めた対応もとらなければいけないと思っております。

右側のネットワークにつきましては、広域化とか、強靱化ニーズの拡大という、設備形成ルールのところにも少し触れるような改正をやっていかなければいけないと思いますし、何と云っても、託送料金制度、規制料金が残っている部分でございますが、そちらについ

ても、次世代ネットワークへの投資促進みたいなのところも含めて、IT化みたいな話ですけども、そういうものも含めて、ちゃんと投資が確保できるような料金制度を考えていかなければいけないということでございます。

引き続き、問題山積といったところもございますが、我々としては、3つのEをより高いレベルで実現すべく、しっかりと対応していきたいと思っております。

済みません、長くなりましたが、私の説明は、以上でございます。

○経済産業省（都築課長）　続きまして、電力・ガス取引監視等委員会から御説明を申し上げます。

私は、総務課長をしております都築と申します。どうぞよろしくお願いたします。

お手元の資料2-1、監視等委員会の資料をごらんいただければと思います。

私も電力・ガス取引監視等委員会でございますが、今回の電力システム改革の流れの中で、国家行政組織法第8条の規定に基づく機関として、経済産業大臣のもとに設置されたものでございます。

目的としては、適正な取引の確保という観点から、専門性のある機関として設置されているものでございます。

御説明ですが、資料2-1の右下の1というところにありますように、市場の状況を概観した後、主な取り組みについて、資源エネルギー庁の説明と重なる部分は割愛しながら、御説明を申し上げたいと思っております。

2ページ目をごらんいただければと思います。先ほど資源エネルギー庁の説明で、第五次とあったところの改革の全体のスケジュール感を示したものでございます。現在は、真ん中やや右、第3段階のすぐ手前ぐらいのところにいるという状況でございます。

3ページ目をごらんになっていただければと思います。先ほど小売の新規参入の話がありました。小売電気事業者は登録制度になっておりまして、時点が資源エネルギー庁の資料と重なってはおりませんが、登録件数ということでいけば、昨年度末の段階で613社、何社か撤退しておりますので、トータルとして600弱ということだと思います。

ごらんになっていただきますとわかりますように、小売の参入者は全面自由化から3年経過しましたが、コンスタントに増加をしているところが見てとれると思っております。

4ページ目をごらんになっていただければと思います。こちらはスイッチングということで、電力の契約の切りかえの件数について概観したものでございます。

地域別の数字がございます。左側がエクスターナルと称しておりますが、既存の電力会社から新電力への切りかえの件数です。右側は、電力会社も自由メニューをつくることができるようになっておりますので、規制料金から自由料金への移行という、そういう切りかえ件数になっております。両方を合わせると、23.3%ということに進んでございます。

5ページ目は、その数字がどういう意味合いを持つのかということを書かせていただいております。先ほどのエクスターナルのスイッチングのところを参照していただくと良いと思っておりますが、先行的に全面自由化が進んでおります、欧州のイギリス及びフランスとの

比較をさせていただいております。イギリスよりはペースが低くて、フランスに比べるとペースが進んでいる、そんな状況だと思っております。我々自身の評価としては、スイッチングの速度ということについては、比較的良好だという評価を行っているところでございます。

6 ページ目をごらんいただければと思います。地域別にごらんいただければと思いますが、新電力のシェアを記させていただいております。新電力のシェアは、総じてどの地域も上昇傾向にございます。電圧階級別でいきますと、特別高圧、高圧、低圧と、自由化も大口から小口に向かって進んできたわけなのですが、特別高圧、高圧においては、北海道・東北・東京エリア、小口は、先ほど3年前に自由化したところでございますが、そこにつきましては、東京・関西エリアでの伸びが顕著であるということでございます。

次は、卸電力市場の取引量でございます。先ほど似たような図がございましたが、さまざまな競争促進の方策を講ずることによって、30%のシェアを占めるに至っているということでございます。ところどころ、吹き出しで示させていただいておりますが、この後の説明で簡単に触れたいと思います。

9 ページ目をごらんになっていただければと思います。9 ページ目には、我々の取り組みの視点について、まとめて書かせていただいております。電力市場の構造を踏まえまして、私ども電力・ガス取引監視等委員会の立場として、競争促進とか、需要家保護というのが大きなテーマになっているわけなのですが、そうした観点から、発電、送配電、小売の各分野において進めております。

例えば発電のところにつきましては、旧一般電気事業者がいるわけですが、旧一般電気事業者の供給力が全体の8割超を占めているという状況になっております。特定の者に供給力が多く存在していることを前提に、これらの実態をてこにした、下流の小売のところの支配性が不当に高まらないようにという観点から、私どもは取り組みを進めております。

また、真ん中の送配電分野でございますが、みんなで利用するネットワークインフラでございますので、中立性、公平性、それから利用に当たっての料金の低廉性の追求は当然でございますが、先ほどの資源エネルギー庁の説明の最後にございましたが、必要な投資がきちとなされる環境整備も進めていかなければならないと考えております。

小売の部分でございますが、不当な市場支配力の行使の監視など、競争の現場でございますので、そういったところの監視をするということです。それから、必要な制度的な枠組みをつくっていくということです。

最後、リテールの部分につきましては、消費者利益の保護が大きな観点になっております。

10 ページ目をごらんになっていただければと思います。当然旧一般電気事業者によって、独占あるいは寡占的なところから取り組みをスタートするために、競争促進のために、旧一般電気事業者による自主的な取り組みでございますが、そういうものを私どもとしても

懲憑しているところでございます。

具体的な取り組みの内容を表に書かせていただいております。例えば旧一般電気事業者の余剰電力を全量市場に投入してくださいという話です。

グロス・ビディングというのは、次のページに図がありますけれども、旧一般電気事業者が発電と小売の両建てで、取引所に取引のオファーをしていただくということで、旧一般電気事業者自身もより効率化するような電源の差しかえとか、そういうものが図られていくことによって、効率化が図られていくということです。

その下は、電発電源です。電源開発株式会社という会社がありますが、旧一般電気事業者と長期契約を結んでいるわけですが、その契約を見直していただいて、一部市場に切り出していただく。それを新電力も含めて利用していいのではないかとという取り組みです。

常時バックアップといいまして、ベース電源などは、旧一般電気事業者側に集中しているわけですが、不足分の卸売を新電力に対して行うような仕組みをすることによって、新電力の競争環境を整えています。

11ページ目は、参考までにグロス・ビディングということで、売り買いの両建てでということになっております。それによって、市場の流動性の向上であったり、価格変動の抑制、社内取引の透明性の向上が図られる効果があります。実際、先ほど卸売市場の比率が伸びているところがありましたが、グロス・ビディングの効果は結構あったと、我々として評価しております。

12ページ目でございます。先ほど電源開発株式会社の話を申し上げました。現在、こういった形で各電力会社との相対契約を見直していただいて、一部、市場に切り出しているということでございます。

13ページ目は、間接オークションです。先ほど資源エネルギー庁から説明がありましたので、説明は割愛させていただきますが、こちらもできるだけ効率的に、電源運用、取引を効率化させていくという観点から行っております。

14ページ目をごらんいただければと思います。日本卸電力取引所において、先渡し市場という銘柄がございます。これについては、供給力の確保ニーズやヘッジニーズに対応してきているところでございますが、この取引量をもっとふやしていくという観点から、昨年8月より、市場の東西分割、手数料の引き下げを実施したところでございます。

15ページ目も資源エネルギー庁の資料とかぶりますので、説明はほぼ省略させていただきますが、これも一種の先渡しでございます。1年物のシングルプライスのオークションだと御理解をいただければと思います。

16ページ目、ここからまた違う話でございます。冒頭で線表をごらんいただきましたが、もう一回、ここをごらんになっていただければと思いますが、第2段階のところ、電気の小売全面自由化を行いました。そうは言いながら、規制なき独占を避けるために、経過措置として、旧一般電気事業者においては、規制料金を存続する。先ほど申し上げました

ように、自由料金を設定することも可能ですので、規制料金を持ちながら、自由料金のところで競争を行っていただいているという実態でございます。

これにつきましては、2020年4月以降、競争状態を見きわめて撤廃をしていくことになっておりますが、実際に撤廃する場合には、一定の準備が必要となりますので、このタイミングで、私どもでも検討を進めてまいりました。17ページ目をごらんいただければと思います。電気の規制料金ということで、規制料金自体はいろんなメニューがございます。一般的に件数が多いのは、一般の御家庭に電気の供給をしている、赤く囲んでおります、従量電灯と言われているところがございます。ここの部分につきまして、どういうふうに規制料金を考えていくのかということで検討を進めてきたのが18ページ以降でございます。

18ページ目をごらんになっていただければと思います。法制度上は、放置しておく、そのまま規制要件を撤廃するということになるのですが、大臣が必要だと考えたときには、大臣が指定を行うことにより、規制料金を存続させるという仕組みになっております。

指定の考え方は、3つの観点がございます。①として消費者の状況、②として足下の競争の状況、競争圧力、③として競争の持続性ということでございます。3つ目につきましては、1回、規制料金を撤廃すると、制度上、復活をさせないという位置づけになっているものですから、そのためには、どうしても将来に向けての競争の持続性の確認が必要になってくるという観点でございます。

それぞれの評価軸に対して、現状、どういうふうに評価されるかという点は、19ページ目でございます。結論から言いますと、上の囲みにございましており、全エリアについて、規制料金を存続させようという方向性で、監視等委員会としては、先日も議決をしたところでございます。

①の消費者の状況でございますが、消費者の認知度が高まったり、先ほどのようにスイッチングも、適宜、進んでいるというところからすると、一定の進展は見られるという評価でございます。

②の競争者による競争圧力というところですが、どういう評価軸で判断するのかというところは、議論のあるところだと思いますが、我々もいろんな専門家を含めて議論をしたところ、有力で独立した事業者が複数いるということが必要だろうと考えております。ここにつきましては、競争が比較的進んでおります東京・関西でも、有力で独立した事業者は、まだ1者しかいないという評価です。それ以外のところにつきましては、残念ながら、そこまで至っているようなプレーヤーがいる状況ではないということでございます。

③のところでございますが、新電力の電源アクセスが課題ということで、これは後ろのページで御説明をさせていただきたいと思っております。

20ページ目です。先ほどの2つ目の要件、競争者による競争圧力についてです。先ほど東京と関西につきまして、言及させていただきましたが、20ページの右下の表をごらんになっていただければわかりますように、東京電力の管内におきましては、東京電力エナジーパートナーが85.58%、2位である東京ガスが5%を超えていて、東京ガスは、この中で

いうと、有力で独立した事業者と認定できると考えております。関西電力につきましても、その右側をごらんになっていただければ同様でございます。

21ページ目、競争環境の持続性で、電源アクセスの公平性の観点です。下の図をごらんになっていただきますと、旧一般電気事業者の供給力は、発電設備の保有シェアで82%となっております。したがって、電力市場を考えたときに、この供給力をどういうふうに考えていくのかということは非常に重要になっております。

右側に進んでいただきますと、旧一般電気事業者の発電部門が、現在それを保有・維持・運用しているわけですが、当然、社内で自社の小売部門にも供給をしております。

また、卸売という観点で、新電力に相対取引、あるいは卸電力取引所を通じて取引しておりますが、余りにも取引に差があった場合には、これによって小売の競争がゆがめられる。要するに発電部門で非常に高いシェアを持っていることをこにして、小売の競争をモノポライズするようなことがあってはならないという観点から、こういうものを監視していくメカニズムを考えていかなければならないだろうと思っております。今後に向けて、この部分につきましては、評価のツールも含めて、検討を進めてまいりたいと思っております。

監視等委員会からは、以上でございます。

○原座長 よろしいですか。ありがとうございます。

先に確認をさせていただければと思いますが、前回、松村教授やほかの事業者の方々からもお話を伺いました。その中で、電力自由化の現状に関して、かなり厳しい見方もございました。新電力のシェアは一定程度増えてきているとは言いながら、その中には、旧一電との関係の深い新電力も多い。また、高圧の大口顧客などに関しては、むしろ下がっていくような傾向も見られているという指摘でございましたが、もう一度、確認をさせていただければと思いますが、電力の自由化、競争環境がいかに整ってきているのかについて、一定程度順調に進んできていますというお話だったかと思いますが、今のような指摘も踏まえて、どう考えたらよろしいでしょうか。先ほどの監視等委員会さんからの資料の5ページで、イギリス、フランスとの比較もございました。これは例えば先ほどのような、旧一電との関係のある新電力を踏まえて整理をすると、どう捉えたらよろしいのか、もう一度、教えていただけませんか。

○経済産業省（都築課長） お答え申し上げます。

全体の競争評価というところですが、先ほど座長から御指摘のありました、5ページ目のところをもう少しかいつまんで、御説明をさせていただきます。震災後の電力自由化の制度設計に当たっては、当然、欧米の自由化先進国の状況もフォローさせていただきました。例えばイギリスの例だと、全面自由化をした後に、値上げが起きてしまったということがございます。最初は競争で価格低廉効果が発揮されるわけなのですが、そこで寡占化が進んで、料金が上がっていったというところがあります。そうした観点から、私どもとしては、先ほどのように規制料金を一部残すことによって、実質的にそれ以上料金

が上がらないようにするとか、そういった工夫をしてやってきているところでございます。

6 ページ目は、先ほど松村先生の御指摘というところでありましたけれども、おっしゃるように、例えば、東京及び関西の、特に大口において、一部、伸びが鈍化していたり、あるいは関西のように、一部、新電力シェアが下がっているケースもあります。競争の中で、関西電力自身が契約をもう一回結び直していることもあるのではないかと思います。もちろんその点につきまして、先ほどのように、独占力をてこにしたような形での不当な取り組みによって、取り戻しをしているのかどうかというところは、我々としても着目をしておりまして、当然こういう事業者との関係におきましても、いろんな状況を聞きつつ、また、新電力側の声にも耳を傾けながら、進めているところでございます。

足元の制度改革というところでいくと、低圧部門ということになります。低圧部門のところにつきましては、順調に進んでおるということではないかと思ひまして、先ほどの私の説明は、今回、全面自由化をしたのは、どちらかという、小口のほうでございますので、そういったところで、説明を強調させていただいたということでございます。

○原座長 確認ですけれども、5 ページの日本は14.6%で、フランスが5%ですが、新電力のシェアの中に、東京電力さんの100%子会社なども含まれているということなのだと思いますが、これは各国とも同じ前提での比較になっているのですね。

○経済産業省（都築課長） そうです。

○原座長 同じぐらいの比率になっていると考えてよろしいのですか。

○経済産業省（都築課長） 定かなデータをもって申し上げることはできないのですけれども、考え方としてはそういうことでございます。

○原座長 競争環境を評価する上では、従来の電力会社の関係会社がどの程度含まれているのかも、評価をすべきだと思います。

○経済産業省（都築課長） 当然それはしております。どこの電力会社でもいいのですけれども、例えば東京電力の管内に中部電力が入ってくる。これは電力間競争だと思います。東京電力管内では中部電力が参入者としてカウントされていますが、こうした電力間の競争自体は、競争上の評価していくべきだと思います。

次に、例えば、東京電力から代理とか、取り次ぎという形で行っているようなケースは、東京電力の営業の一部を分担しているという形になりますので、そういうものは、参入者としては除外して評価をしています。

○原座長 それはわかりました。

伺ったのは、東京電力の100%子会社さんなども、14.6%の中に入っているわけですね。各国でそれを除くと、どういう比較、データになるのかも、次回以降で結構ですので、あわせて教えていただければと思います。

先のお話に移りたいと思いますが、お話もありましたように、競争環境が十分に整っているとは言えない状態なのだろうと思います。その大きな要因になっているのが、繰り返しお話があったように、電源の8割を旧一電関係者が押さえていて、それが小売市場の競

争をゆがめるおそれがあるというか、そこがまだ十分に小売市場の競争環境を整えるに至っていないということなのだと思います。

前回、お話を伺った中でも、この点を解決するためにどうしたらいいのかという御提案が幾つかありました。内外無差別をより徹底していくために、例えばグロス・ビディングに関して、現状では、旧一電、売りも買いも同じ部門でなされていますが、売りと買いを行う部分の分離ができないのか。また、電力市場を競争的に機能させるために、発電部門が卸供給を行う。この方針については、既に検討いただいているのだと思いますが、例えば経済産業省さんと公正取引委員会さんで出されている適正な電力取引の指針の中に、そういったことを具体的に示すことができないのかといったことをこれから議論させていただけないかと思っておりますが、今のような点については、いかがでしょうか。

○経済産業省（都築課長） 松村先生の御発言でということですのであれば、我々の検討の中に松村先生に入らせていただいている、一緒に検討しておりますので、そういう意味では、検討中だと思っておりますので結構だと思います。

○原座長 今の点は、いずれも検討いただいているということですのでよろしいのですか。

○経済産業省（都築課長） はい。

○原座長 どんなスケジュールで検討されていくのでしょうか。

○経済産業省（都築課長） 今の段階で、いろんなアジェンダが山積しているものから、優劣をつけて対応しておりますが、できるだけ速やかにということ、議論は進めております。

○大田議長 検討中ということでしたので、改めて確認させてください。旧一電が卸供給するとき、小売部門が窓口になっている。そうすると、新電力はコンペティターですから、小売部門としては相対契約で売ってしまう可能性があります。したがって、発電部門が売すべきである、卸供給すべきであると。このことを原座長が言われた、適正な電力取引の指針の中で具体的に示してほしいということなのですが、これはやったださるわけですね。そんなに時間がかかる話ではないと思っております。

○経済産業省（木尾室長） 取引制度企画室長の木尾からお答えさせていただきます。

小売が卸売供給の窓口になっているということは、確かに問題意識は持っております。既に私どもの審議会でも議論をしております。議長がおっしゃったとおり、今、小売部門は、競争者、ライバルを排除するインセンティブを持っているということは、否めない事実だと思っておりますので、コンプライアンスの観点からも、そういうことにならないように、しっかりとした取り組みをしたいと思っております。ガイドラインの改正にするのか、何らかの自主的な取り組みにするかというのは、今後考える必要があるかと思っておりますけれども、今、議論をしておりますので、そういう問題意識を持っております。

○大田議長 優先順位があるからいつになるかわからない、ということではなくて、早急にやっていただきたいのですが。

○経済産業省（木尾室長） 窓口の問題については、そんなに時間をかけず、結論を出し

たいと思っております。

○大田議長　グロス・ビディングで、売りと買いを同じところでやっている。トレーディング部門であったり、小売部門であったり、同じところでやっている。これを分離するというのも、やってくださるわけですね。

○経済産業省（木尾室長）　グロス・ビディングについては、一昨年から開始をしております。おおむね順調に推移してきていますけれども、一部課題もありますので、適切な時期に今までの取り組みの評価を行って、御指摘いただいた論点も含めて、次のバージョンアップをどう図っていくのかということは、考えていかなければいけないと思っております。

○原座長　スケジュール設定も含めて、引き続き議論していただければと思います。

○経済産業省（木尾室長）　できる限り早期にやりたいと思っております。

○大田議長　前回出していた意見で、卸電力市場の情報開示、例えば発電所の稼働状況がどうなっているのかといった情報が、発電所を持っているところと、それ以外の市場参加者で非対称になっていると。卸電力取引所の情報開示の取り組みを求めるべきだという意見がありました。また、例えばLNGの調達量に見込みが生じたといった燃料制約があった場合、これは非常に大きい影響を及ぼすわけですが、旧一電のように発電所を持っているところは、それがわかる。それ以外はわからないということになると、これはインサイダー取引とか、相場操縦に当たる可能性がありますので、こういう重大な案件の情報公開も、適正な電力取引の指針の中でお示しいただくといった、具体的な対応をお願いしたいのですが、これはいかがでしょうか。

○経済産業省（木尾室長）　取引所の情報開示は、取引参加者からかなりニーズが大きいイシューであると認識しております。既に議論しているところもありますし、私どもの審議会でも議論を始めているところであります。その中で、もちろん出せる情報を出したほうが良いと思っておりますけれども、一方で、発電事業者にとっての経営情報みたいなところ、例えば発電所の発電コストはどれぐらいかかるのか、みたいな所、要するに原価を公開してしまうということになると、卸供給などに当たっては、交渉材料がなくなってしまうので、不利益になるということもありますので、事業者側の正当な利益とのバランスなども考えながら、取引所の情報公開の拡充は図っていきたいと思っております。

○大田議長　前回出た、F-Powerの鮫島さんの御発言では、海外の情報発信状態と比べて、大幅におくれをとっている。これについては、どう認識しておられますか。

○経済産業省（木尾室長）　電力システムが似ているEUということであれば、EUと比較すると、日本のほうが、情報開示の範囲が狭くなっている部分はあるとは思っておりますけれども、一方で、いわゆるメッシュ型と言われているEUの電力系統と比べて、日本の場合は、電力系統の組み方が若干違いますので、先ほどの発電の事業者の経営情報というか、それがばれやすいというか、わかりやすいということが相当にあるので、あくまでも発電事業者の正当な利益は保護をしつつ、どういう形であれば、情報公開ができるのかとい

うところは、取り組んでいきたいと思っております。電力系統に違いがあるので、EUの情報公開の範囲を日本でそのまま適用するというには、必ずしもならないということですし、そうならないのではないかとということも含めて、議論をしていかなければいけないということは、御理解いただければと思います。

○大田議長 別に経営情報を全部開示せよとか、EUと同じにしろと申し上げているわけではありません。しかし、市場である以上、情報開示は、極めて重要なインフラですので、先ほど申し上げたインサイダー取引や相場操縦になるのではないかと疑われるような案件であるとか、基本的な電力の供給状況についての情報開示は、どういうスケジュールで取り組んでいただいて、改善していただけるのでしょうか。

○経済産業省（木尾室長） 現時点でどういうスケジュールかということをお示しすることは、ほかの優先順位もありますので、簡単ではございませんけれども、できる限り早期に取り組んでいきたいということは、考えてございます。

○大田議長 優先順位は、相当高いと思います。

○経済産業省（木尾室長） 高いと思います。おっしゃるとおりだと思います。高い優先順位という前提の中で、できる限り早期に取り組んでいきたいと思っております。

○大田議長 経産省さんにお伺いします。ベースロード電源市場で、先ほどの御説明の11ページ。未稼働電源を含むという点については前回話がありましたが、これはこれとして、自社の小売部門に売る販売価格がベースロード市場供出価格を不当に下回らないようにするという点について、今、御説明がありました。ここでの平均価格というのは、業務用は含まない、産業用だけと捉えていいかどうか確認させてください。

○経済産業省（鍋島室長） 私たちとして大事だと思っておりますのは、内外一致、内外無差別の原則です。ここで監視すべきは、この図でいいますと、発電事業者からベースロード市場への供出価格A円と、発電部門から小売部門への卸価格B円、これが一致しているということを確認することが大事だと考えております。そのための手段として、今、私たちとして思っておりますのは、価格の監視に当たりまして、例えばA円とB円を見るだけではなくて、LNGとか、ベースロード以外の電源をどういう価格で卸しているのかということでのC円、外部からこの小売事業者がどういう価格で買ってきているのかというD円、小売の平均料金のE円、こういうものを全部見ることによって、A円とB円が一致しているのかということが、監視できるのではないかと考えています。

その際に、個別の需要家への料金ということで、例えば産業用であるとか、業務用が何円なのかということも、参考情報にはなるのだろうと思っておりますけれども、私の理解では、まず小売部門が一体幾ら収入を得ていて、そのコストが幾らなのかということ、その会社全体のマクロで見えていくことが有益なのではないかと思っております。個別の料金を見ることを否定するものではないのですけれども、それをどういうふうに活用していくのかというのは、監視の仕方として、検討していきたいと思っております。

○大田議長 改めての確認ですが、ベースロード電源市場の目的は、ベースロード電源を

持つ旧一電と、持たないところとでアクセスのイコールフットィングをはかるということです。しかし、市場への供出価格には原子力を含めた未稼働電源の固定費が乗ってくる。さらに旧一電の小売部門への販売価格は業務用も含めて平均価格を出すとなると、結局、本来の趣旨である参入アクセスへのイコールフットィングを実現するという趣旨が、かなわなくなるのではないか。これが、前回、新電力から出された懸念なのですが、この点は どうお考えですか。

○経済産業省（鍋島室長） 私の理解ですと、もちろんそういう問題があって、ベースロード市場というのは、イコールフットィングをちゃんと確保しないといけないということになると思います。むしろ、現在、行われていることというのは、小売平均料金としては、幾ら幾らというのがあるのだけれども、個別の需要家ベースで見たときに、特定の需要家に関して、ほかの人が競争できないような安い価格を提示してしまう。

それによって、他の新電力からすると、そのお客さんとの競争において負けてしまうということが起きているのではないかと思います。これもトータルでは、平均価格を見ればいいということになるのだと思うのですけれども、個別の需要家との関係で競争に競り負けるとか、とても安い価格を提示するということがいろいろ起こっていて、それがマーケットというか、小売市場において影響を与えているものだと思っております。

これはベースロード市場の監視ということもあるのですけれども、一方では、同じような電源があったときに、小売料金として、どこまで安い値段を出したら、どういう問題になるのかというのは、独禁法的な問題ではないかと思っております。この点の監視については、資源エネルギー庁だけの監視というよりは、監視委の監視であるとか、あるいは公取における監視などと協力しないと、なかなか答えが出ないのではないかと思います。ただ、私たちとしては、新電力のアクセス環境のイコールフットィングは、ぜひ実現したいと思っておりますので、監視委さんとも可能な限り協力をしていきたいと考えております。

○経済産業省（吉野課長） どこまで正面から言えるかというところはあるのですけれども、ベースロード電源市場の話は、国のエネルギーミックスの議論と直結します。新規参入者として購入を考えておられる方は、なるべく安ければいい。競争している以上、これは当然のことだと思います。

他方で、我々として思いをはせなければいけないのは、御紹介がありましたけれども、例えば未稼働の原子力のコストをいかに負担するのかという視点も、我々エネルギー政策当局としては、考えなければいけないところがありまして、そういった制約というのは、どうしてもかかるところがございます。ここは御理解いただきたいと思います。ただ、その上で、レベル・プレーイング・フィールドを確保していくということについては、なるべくやっていくというのは、そうだと思いますので、鍋島室長からもありましたとおり、監視委員会もしくは公取などとも協力しながら、そういうことをやっていくと考えております。

○原座長 確認ですが、今の議論は、松村教授も問題提起をされていると思いますが、検討に加わられているということですのでよろしいですか。わかりました。

○大田議長 非化石電源比率目標の44%は、原発や大型水力を持っていない新電力にとっては、達成が困難という御意見がこの間あったのですけれども、これはどんなふうに扱っていかれますでしょうか。

○経済産業省（鍋島室長） 今、高度化法の告示上は、全ての小売事業者に対して、非化石電源比率44%という目標を課しております。その上で、2020年度以降、各社に対して、個別に目標を課そうとしているところです。ただ、2020年度以降の目標を課す段階におきまして、新電力の方々から、当然原子力などは持っていないわけなので、実情に応じた目標を設定してほしいという御意見をいただいております。それを踏まえて、私たちも、今、具体的な目標を検討しているところでございます。新電力の方々の意見も十分に尊重してやっっていこうと思っておりますし、今、出ている案としましてはグランドファザリングと名づけておりますけれども、足元で非化石電源を持っていない人は、その分、目標を引き下げるという案を事務局から提示して、おおむね御賛同いただいております。そういうことで、当面やっっていこうと思っております。

ただ、難しいところとしては、新電力の競争環境に十分に配慮するということの重要性は一方でありつつ、国全体として、パリ協定の目標であるところのCO<sub>2</sub>削減であるとか、非化石電源の拡大、こういうことについても、きちんとやっっていただくという姿勢を見せていくということのバランスをとっていくことが重要だと思っております。初期の段階においては、そういうふうにきちんと配慮をする。

それから、今後の2030年にかけての目標についても、再エネの調達環境であるとか、あるいは原子力も含めた、いろいろなものの電気の調達環境を見ながら、その時々状況に合わせて目標をつくっていくという方針は、確認しております。そういうことで、新電力の方々ともコミュニケーションを行っております。

○原座長 あと、よろしゅうございますか。

事務局からもよろしいですか。

それでは、引き続き、議論させていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。